



中部電力パワーグリッド株式会社

「変圧器柱直下の低圧引込線における電圧降下限度の見直し」について
(お知らせ)

平素は、弊社事業に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。
この度、設備投資の削減を目的に、低圧引込線における設備形成基準を変更したため、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 運用変更内容

(1) 電圧降下限度の変更

現在、変圧器以下の設備形成では、低圧線の電圧降下が合計で電灯 6V、動力 20V 以内となるよう検討していますが、変圧器柱直下の引込線については、低圧線の電圧降下を考慮する必要がないことから、下表のとおり見直いたします。
(詳細は、別紙「外線工事施工の手引 改正箇所抜粋」を参照願います。)

<引込線の電圧降下限度>

		変更前	変更後
変圧器柱 直下の場合	電灯	市部：3V	市部・郡部：6V
		郡部：2V	
	動力	市部・郡部：5V	市部・郡部：20V
上記以外		変更なし	

(2) 適用対象

架空引込線を対象といたしますが、引込線点検改修工事については、従来どおり同一線種への張替を可能といたします。

2 適用時期

2025 年 3 月 30 日予定

3 添付書類

別紙「外線工事施工の手引 改正箇所抜粋」

以 上